

富山県イノシシ管理計画の改定について

1 計画策定の背景及び目的

○背景

明治時代まで	狩猟の対象だったイノシシ その後はほとんど生息せず
平成10年代	隣接県からイノシシの進入
13年度	農作物被害を確認
21年度	捕獲数が急激に増加
25年度	「第1期富山県イノシシ保護管理計画」を策定
29年3月	「第2期富山県イノシシ保護管理計画」を策定
令和元年7月	富山県の野生イノシシで豚熱感染をはじめて確認
2年11月	「第3期富山県イノシシ管理計画」を策定 (計画期間 令和2年11月から令和6年3月まで)

<位置付け>

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2に規定する特定鳥獣管理計画

1 計画策定の背景及び目的

○目的

被害防除、生息環境管理、個体数管理を積極的に実施し、個体数の減少及び農作物被害の軽減を図り、豚熱の感染拡大防止とイノシシによる農作物被害が社会的に問題にならない環境を目指す。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

3 計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

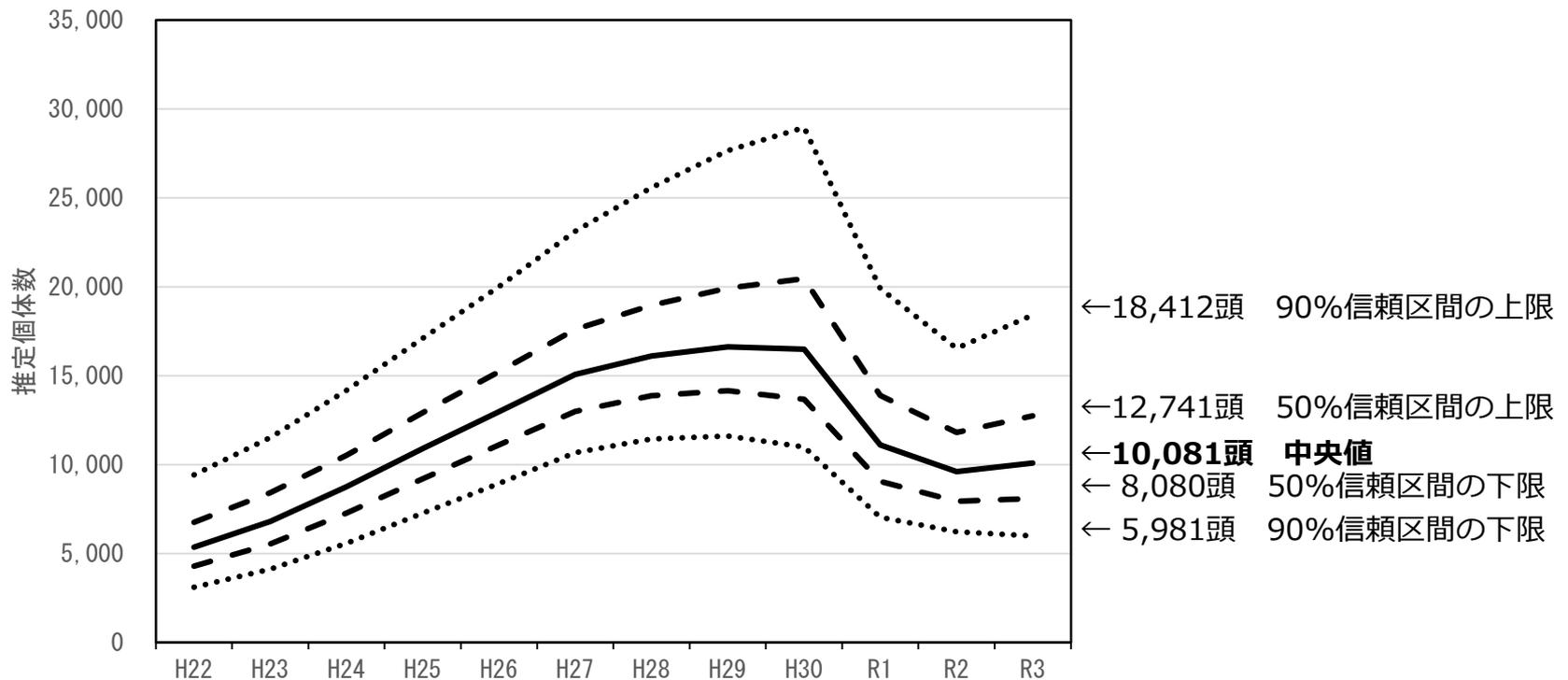
4 管理が行われるべき区域

富山県全域

5 現状

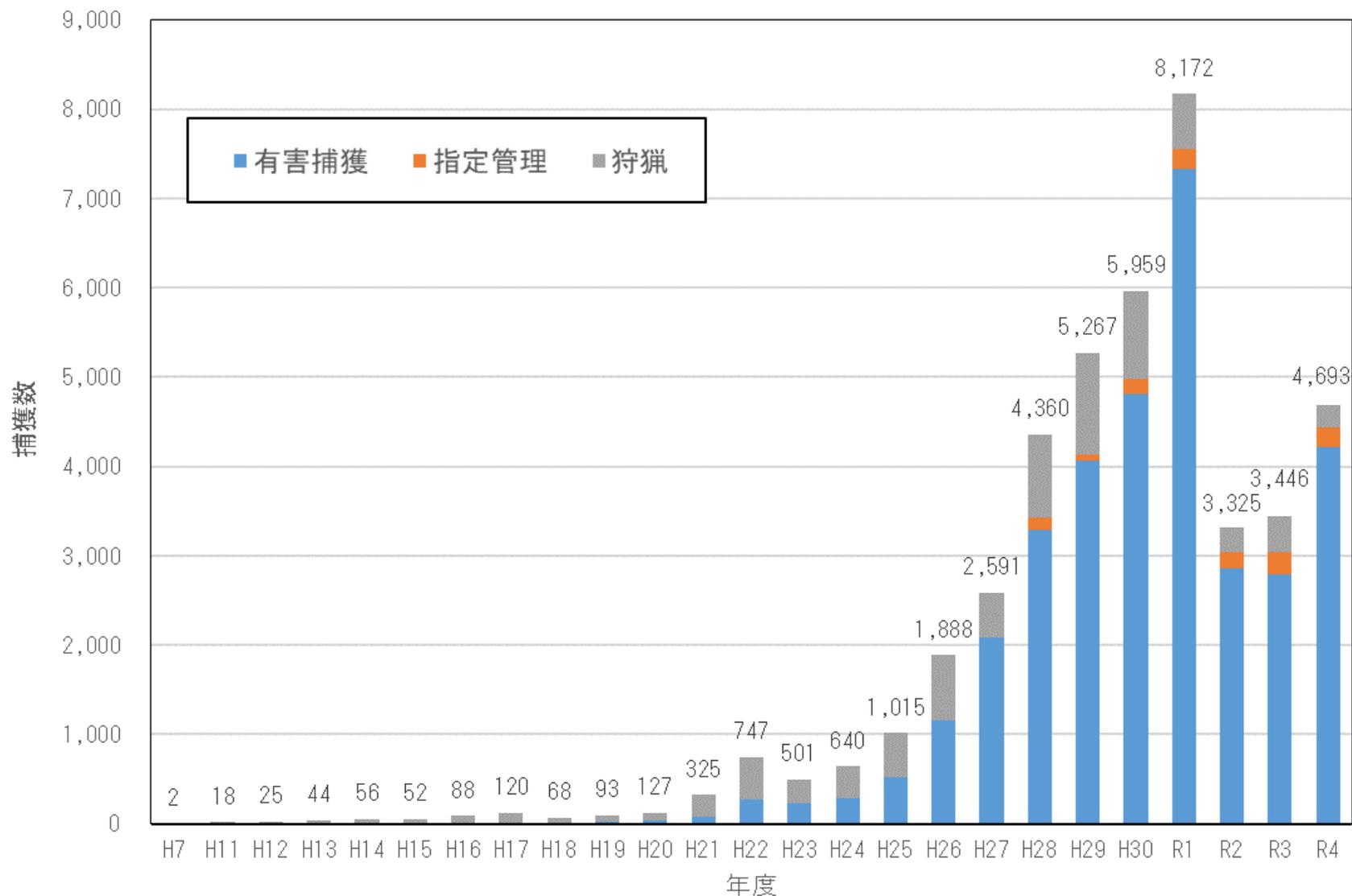
富山県におけるイノシシの推定個体数（R4年度調査）

- ・平成22年度から令和3年度までの12年間の捕獲数等の情報に基づき、階層ベイズ法で推定
- ・推定個体数（令和3年度末時点）
10,081頭（中央値。90%信頼区間 5,981～18,412頭）



5 現状

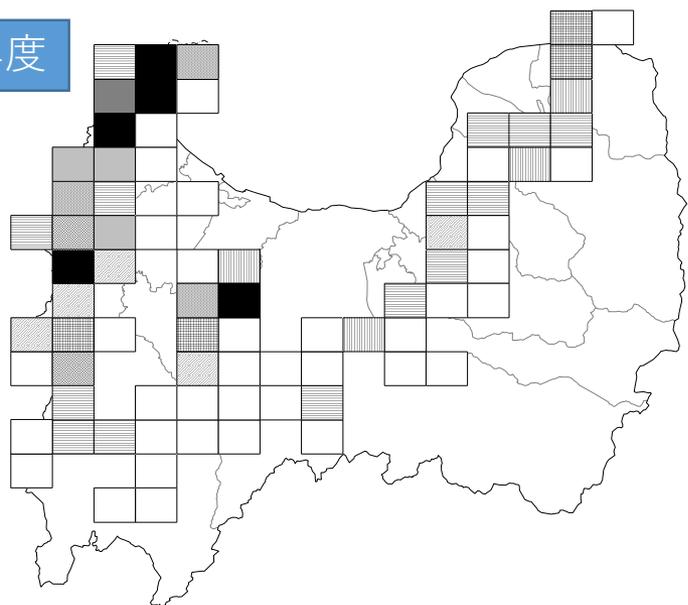
富山県におけるイノシシ捕獲数の推移



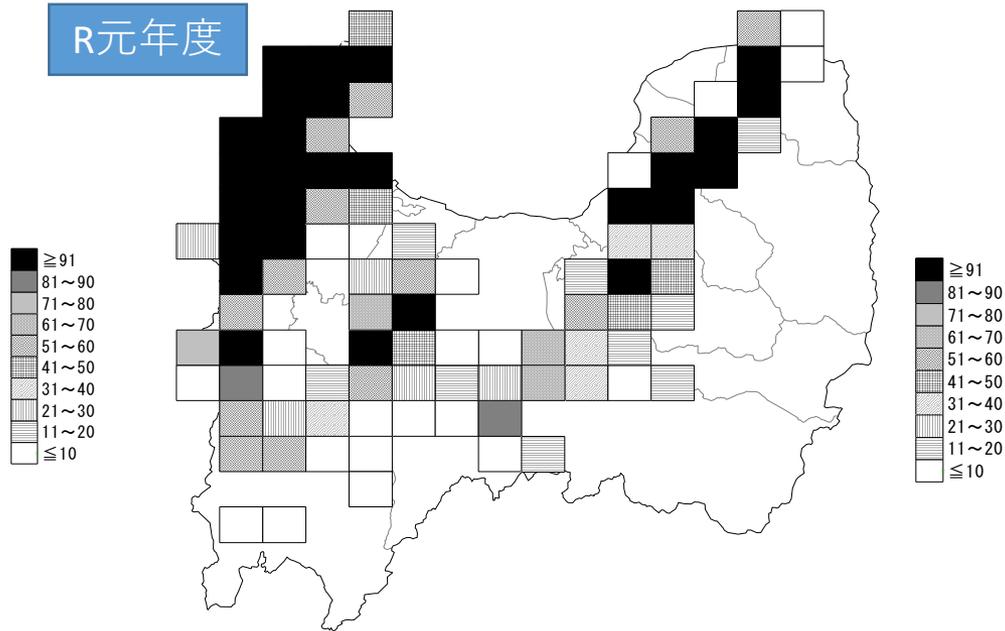
5 現状

捕獲位置の推移

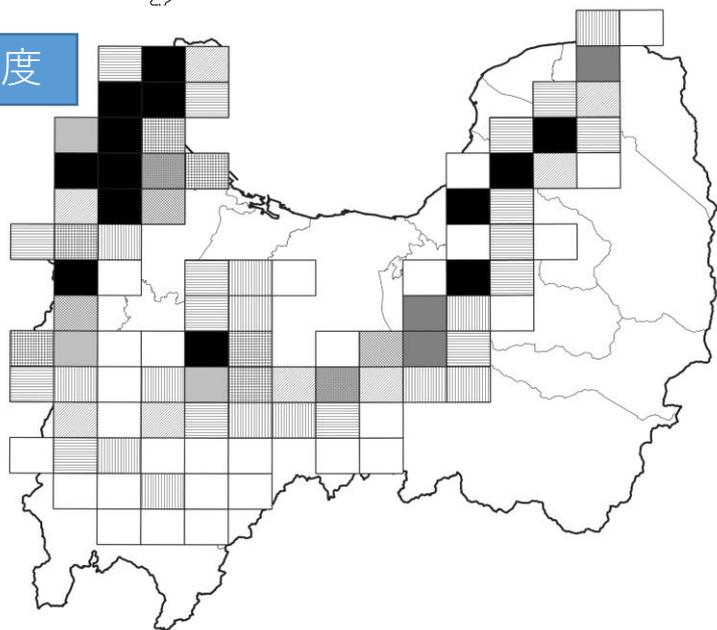
H27年度



R元年度



R4年度



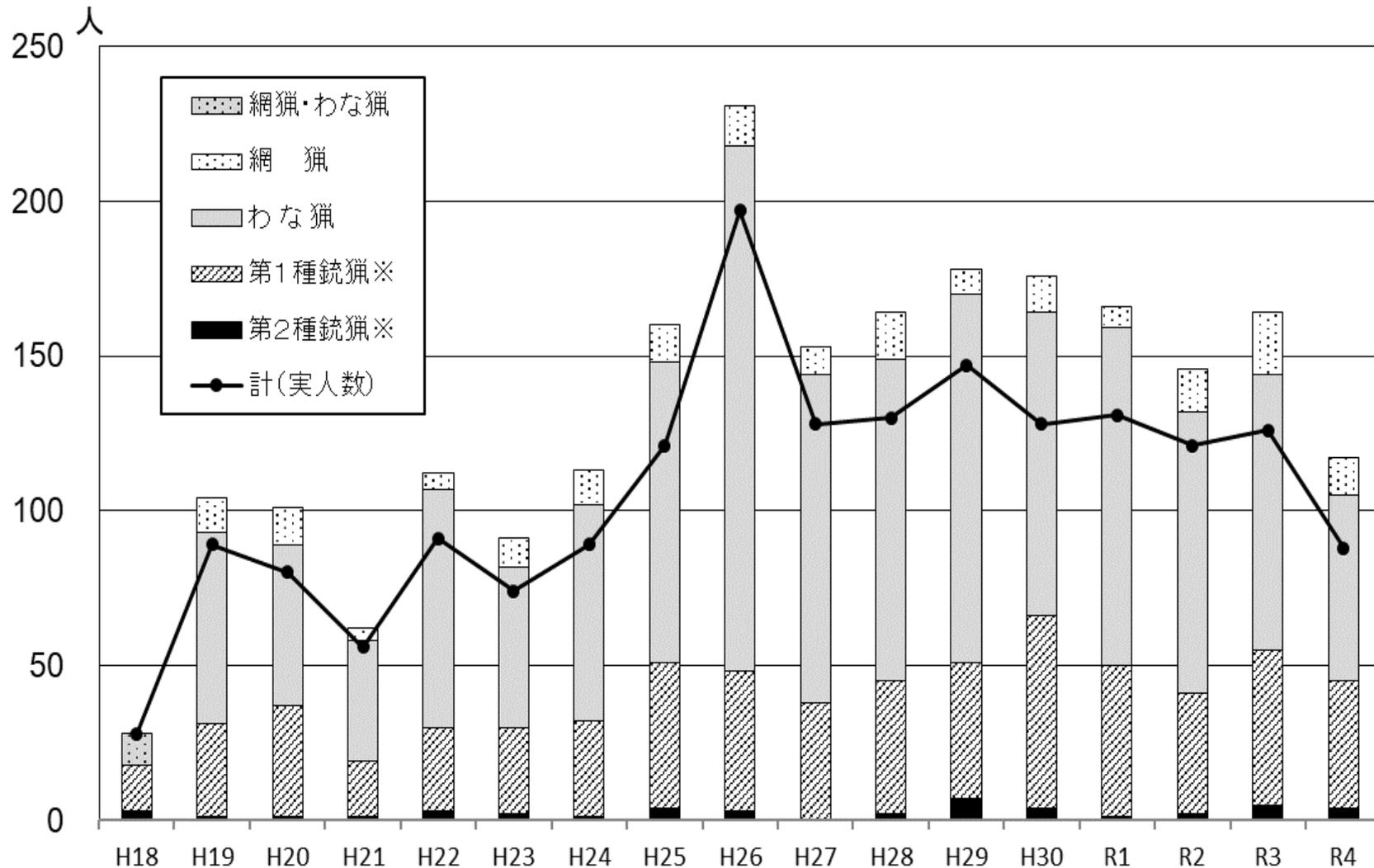
- R元年度まで捕獲数は増加していたものの、R4年度は減少
- 一方で、捕獲の範囲はほぼ変わっていない。

R1年度 89メッシュ

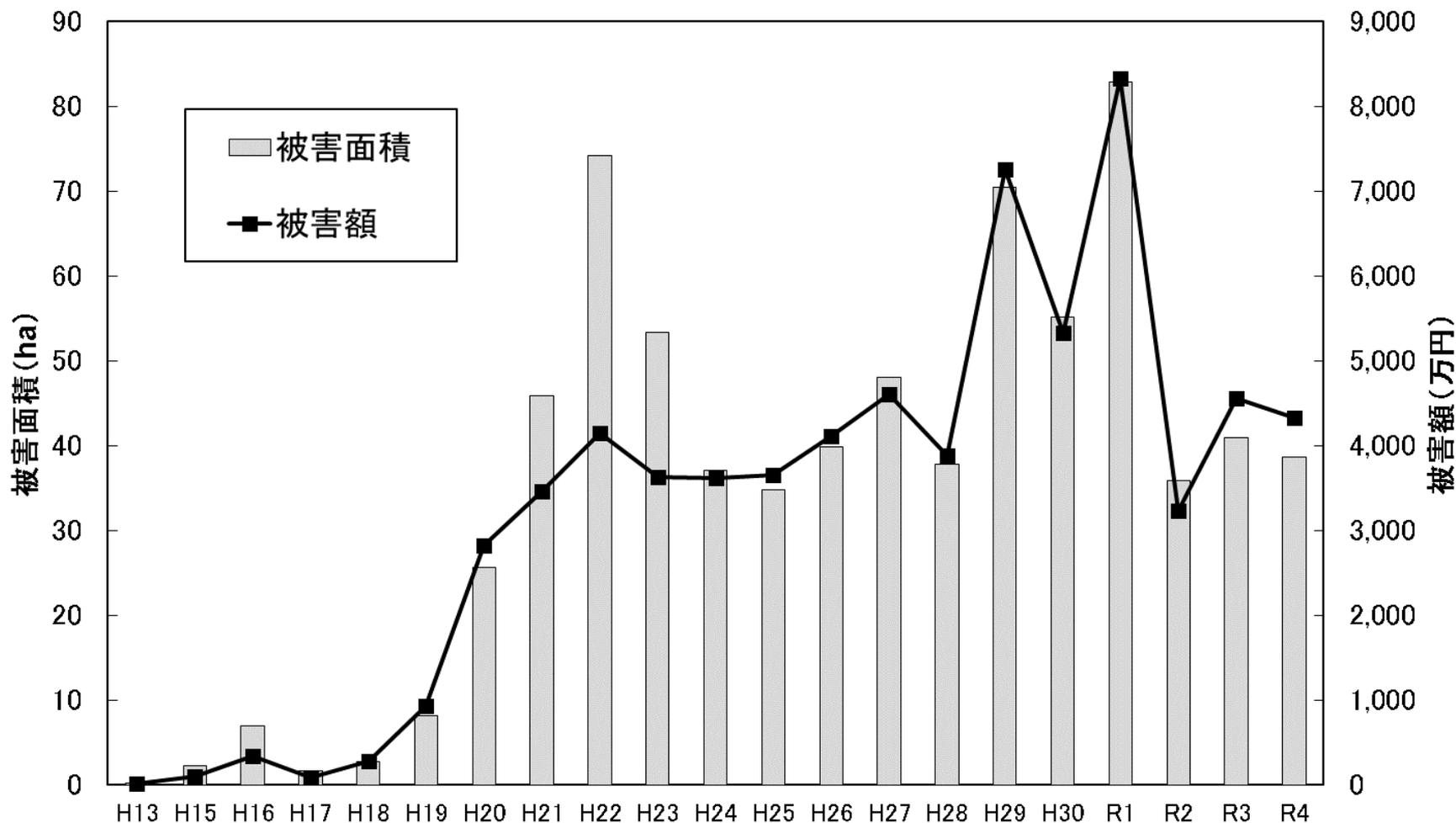
R4年度 93メッシュ

狩猟免許取得者数の推移

近年は横ばいで推移



農作物被害の状況



鳥獣による農作物被害額全体のうち約7割がイノシシによる被害

豚熱感染の経過と対策

- 平成30年9月に岐阜県の養豚場で感染が確認された豚熱は、その後、野生イノシシにおいても感染を確認。
- 令和5年3月末現在、34都府県で感染を確認。
- 本県では、令和元年7月に野生イノシシでの感染が初めて確認、その後感染確認区域が拡大、令和5年3月末現在で87頭の陽性個体を確認。
- 豚熱の感染拡大防止のため、野生イノシシ及び飼養豚への感染防止のための対策を進めている。
 - 1) 野生イノシシの捕獲強化
 - 2) 野生イノシシへの経口ワクチンの散布
 - 3) 養豚農場における防疫体制の強化
 - 4) 飼養豚等へのワクチン接種

○捕獲数

- ・ 令和元年度に最多の8,172頭が捕獲されたが、豚熱の影響や捕獲圧の強化などにより令和2年度以降は大幅に減少し、年間目標に達せず。
- ・ 全体の捕獲数が減少したにもかかわらず捕獲されている範囲がほとんど変化していない。捕獲数も近年は増加傾向となっている。

→ イノシシは自然増加率が高く、捕獲圧が低下すると個体数の回復も速い。個体数が減少した今のタイミングで可能な限り最大の捕獲圧をかけていく必要がある。

○農作物被害

- ・ 農作物被害額は減少傾向であるものの、依然としてイノシシが全体の約7割

→ 引き続き、被害防除や生息環境管理の取組みを推進するとともに、担い手の高齢化が進むなかでも継続的に取組みができるよう、作業の省力化に向けたICT等の新技術の活用を併せて推進していく必要がある。

豚熱の感染拡大防止に有効な個体数と農作物被害の発生が小さかった時期の個体数を考慮し、令和10年度末の推定個体数を平成18年度当時の水準以下（2,600頭程度）に抑える。

○目標を達成するための施策の基本的考え方

- ①「被害防除」「生息環境管理」「個体数管理」の推進
- ②指定管理鳥獣捕獲等事業による個体数の調整
- ③豚熱対策として、イノシシの捕獲強化、埋却等の適切な処理などによる感染拡大の防止
- ④個体数調査や生態調査などによる生息状況の把握
- ⑤目標達成に向けた進捗状況を把握するため、豚熱の感染状況や農作物被害状況の調査の実施

(1) 被害防除

- ①地域で維持管理できる進入防止柵の設置
- ②被害防除対策の普及啓発
- ③被害防止対策に強い地域、人材の育成
- ④先進技術を活用した被害防除技術の検証、普及
電気柵の見回りや下草刈りの省力化につながる新技術
の導入・検証、研修会などでの普及

(2) 生息環境管理

- ①農耕地・集落周辺の整備
- ②森林の整備・保全

8 目標を達成するための施策

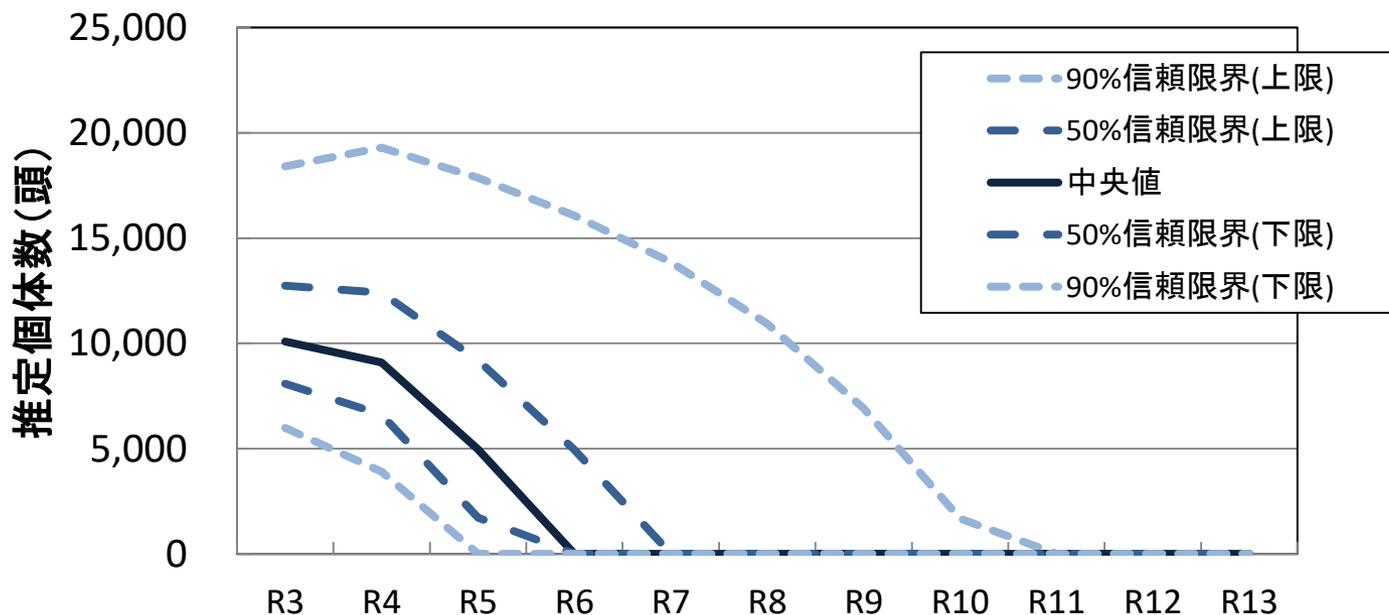
(3) 個体数管理

令和10年度末の個体数を2,600頭程度に抑えるため、自然増加率等を考慮し、毎年度7,500頭以上の捕獲を進める。

<参考>

推定個体数の調査結果を用いて将来推計を実施。

⇒ 令和10年度末の推定個体数が90%信用区間の上限の値でも2,600頭程度に抑えるためには、令和5年度以降、年間約7,500頭の捕獲が必要と試算された。



8 目標を達成するための施策

①狩猟による捕獲

- ・ 狩猟期間の延長
(11/15~2/15 → 11/1~3/31)
- ・ 特定休猟区の制度を活用した、休猟区での狩猟

②市町村等による捕獲

- ・ 被害地域での農業従事者などの狩猟免許の取得の推進
- ・ 侵入防止柵の設置と一体となった捕獲の推進

③指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲

生息域である山林域での個体数管理

- ・ 富山県捕獲専門チームによる捕獲の実施、配置の拡大
- ・ 捕獲効率の高いわなの導入
- ・ チーム員を対象とした新技術活用の研修などの実施

④狩猟免許取得の促進と捕獲技術の向上

ア 狩猟免許取得の促進

- ・ 狩猟免許試験の年 3 回実施の維持
- ・ 狩猟者入門講座、初心者向け狩猟講習会の開催
- ・ 各種イベントなどの機会を活用した周知

イ 狩猟者の技術向上

- ・ 狩猟者向けの安全実技講習会や射撃訓練の開催
- ・ 富山県捕獲専門チームのメンバーを対象とした講習会の開催、地域の狩猟者に対しての横展開

⑤捕獲にあたっての配慮

⑥放獣の禁止

⑦ICTを活用した捕獲技術の検証、利用の拡大

- ・ クラウドシステムによる情報共有ツールの利用の拡大

(4) 豚熱の感染拡大防止対策

捕獲強化による生息密度の低下、進入防止柵の設置、経口ワクチン散布など。

(5) その他の施策

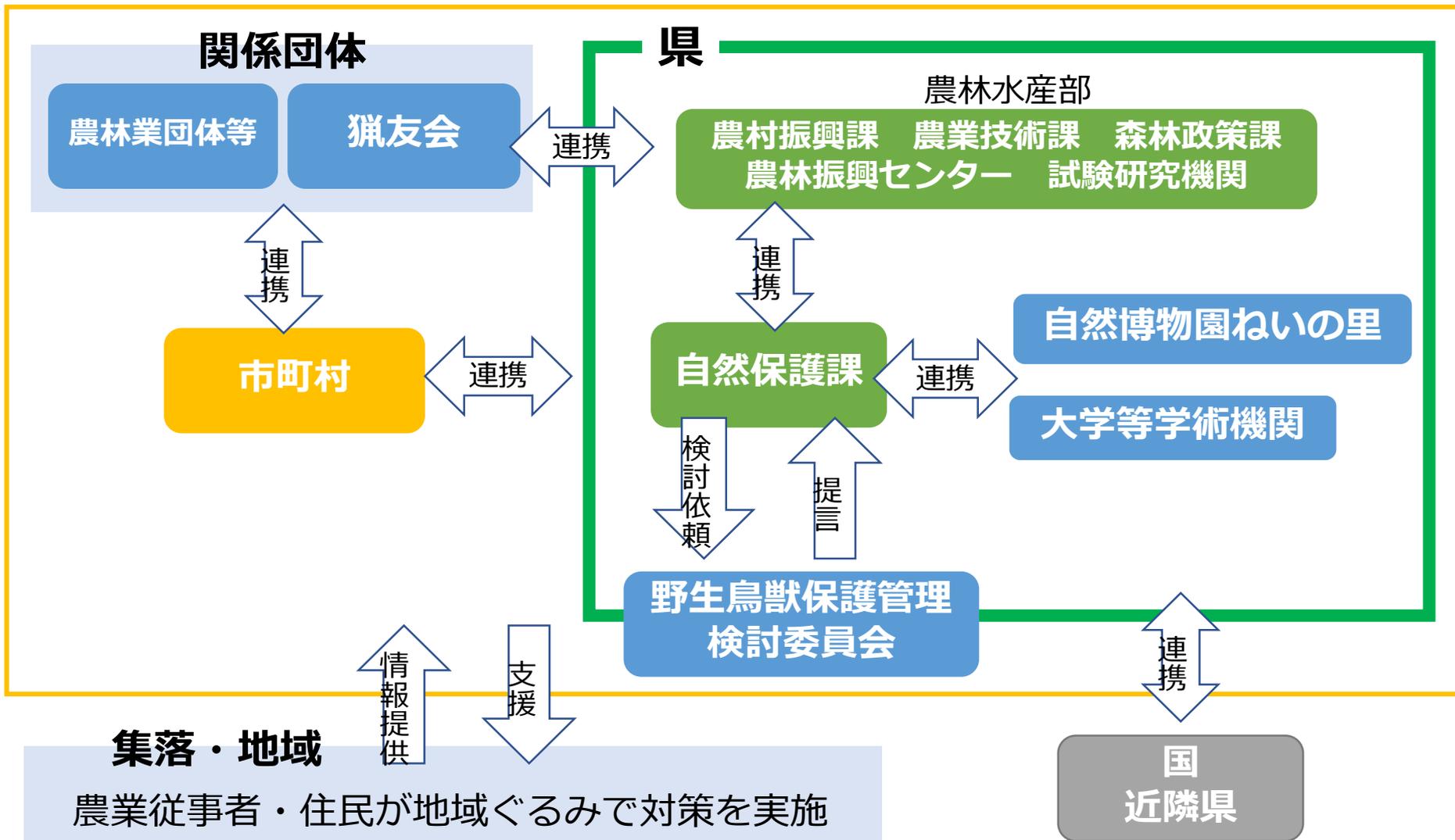
①野生獣肉の有効活用

- ・ジビエ料理など地域振興施策として活用
- ・「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用時のサーベイランス実施要領」に基づき、豚熱陰性のイノシシ肉の出荷の促進

②野生鳥獣に関する教育

9 その他管理のために必要な事項

(1) 実施体制 (2) モニタリング等の調査研究



策定スケジュール（予定）

年月	内容
令和5年3月	環境審議会（諮問）
6月	野生鳥獣保護管理検討委員会
8月	関係課各課、市町村、関係機関に意見聴取
10月	第1回 野生生物専門部会
11月	（必要に応じて第2回の開催） パブリックコメントの実施
12月	パブリックコメント結果の反映
令和6年3月	環境審議会（答申）、計画の策定・公表